

日光市公共施設トライアル・サウンディング
実 施 要 領

令和3年12月

日 光 市

1 トライアル・サウンディング制度概要

トライアル・サウンディングは、市が利活用を検討する公共施設等において、そのフィールド特性を活かした提案事業を試験的に行う民間事業者（以下、暫定利用者）を募集し、一定期間暫定的に事業を試行することで、当該施設が有する利用可能性を調査する制度である。

2 目的

本制度は、公共施設等の利活用を図ることにより、次に掲げる項目の実現を目的とする。

- ・新たな市民サービスを創出するための方向性を定める。
- ・公共施設の魅力又は可能性を最大限に引き出す。
- ・公共施設の維持管理に資する新たな収入を見出す。

3 期待される効果

本制度により、次のような効果が期待できる。

(1) 暫定利用者のメリット

- ・該当施設を利用したアイデアが、ニーズやコンセプト等とマッチしているかなど確認することができる。
- ・立地、使い勝手、必要な設備及び投資額等の感触をつかむことができる。
- ・本格運営でなく短期間での実施により、リスク負担が少なく参入できる。
- ・収益性など、市場ニーズを確認することができる。

(2) 市のメリット

- ・公共施設の需要を把握し、幅広い検討・課題発見が可能となる。
- ・事業内容による集客力、施設との相性などを確認することができる。
- ・民間事業者からの提案により、公共施設の魅力の向上につながる。

4 対象施設

市が定める利活用検討施設等

5 使用許可

日光市行政財産使用料条例による。また、市庁舎使用の場合は、日光市庁舎管理規則による。

6 事務局

対象施設の所管課等

7 暫定利用者の資格要件等

(1) 暫定利用者の参加要件

- ア 暫定利用者は、事業内容を実行できる意志と能力（運営力、財産力等）を有する民間企業、NPO 法人等の法人、または各種団体等とする。
- イ 暫定利用者は、単独またはグループ（複数の企業・団体等の共同体をいう。）とし、グループで応募する場合には、参加表明時に暫定利用者の構成員全てを明らかにし、

各々の役割分担を明確にすること。

ウ 暫定利用者は、市及び必要に応じて施設管理者、指定管理者等との協議、調整が可能な能力を有し、暫定利用に向けた諸条件の変更等に柔軟な対応ができる者であること。

(2) 暫定利用者の制限

次の要件のいずれかに該当する者は、暫定利用者及び暫定利用者の構成員になることができない。応募後においても同様の取扱いとする。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 利用申請書提出時点で、日光市建設工事等指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている者

ウ 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者、又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(令和3年法律第77号)第2条に規定する団体またはその構成員。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(平成11年法律第147号)第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者

カ 市税等を滞納している者

キ 法人税、消費税若しくは地方消費税又は市税等の滞納をしている者

(3) 暫定利用に関する留意事項

ア 費用負担

暫定利用に関する費用は、原則暫定利用者の負担とする。

イ 提出書類の取扱い・著作権等

① 提出書類の著作権は暫定利用者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、暫定利用者の書類及びその内容については、提案審査以外では暫定利用者に無断で使用しないものとし、第三者に情報を漏らすこともない。

② 暫定利用の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った暫定利用者が負うものとする。

ウ 法令等の遵守

暫定利用に当たっては、事前に暫定利用者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは暫定利用者に帰属することとする。

エ 守秘義務

暫定利用にあたって知り得た情報を許可なく第三者に伝えることを禁止する。

オ 失格事項

暫定利用者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

① 提出書類に虚偽の記載があった場合

② 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

③ 本要領に定める手続きを遵守しない場合

カ その他

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を十分行った内容にすること。
- ② 今後、利用者の募集をする際、トライアル・サウンディングへの参加実績は後の選定プロセスに影響を与えるものではない。
- ③ 書類提出後に辞退する場合は、辞退届（要領様式1）を提出すること。

8 トライアル・サウンディングの流れ

	内容	日程
1	事前相談・現地調査	事務局と日程調整のうえ随時実施
2	暫定利用申請 (行政財産使用許可申請書等を提出)	暫定利用を希望する民間事業者から申請を受理 ※9 利用申請方法(1) 提出書類に示すア～カの書類を提出すること。
3	内容審査	申請内容を事務局で審査します。
4	使用許可	審査を通過した事業は、行政財産使用許可となり、行政財産使用料は減免する。なお、市庁舎使用の場合は、物品販売等許可となる。
5	暫定利用	許可内容に応じた暫定利用を実施する。 利用期間は、原則1日から1か月程度までとする。各種イベントが重なった場合や予約状況によっては、日時の変更をお願いする場合がある。
6	ヒアリング (実績報告書の提出)	暫定利用終了後に実施する。

9 利用申請方法

(1) 提出書類

ア 行政財産使用許可申請書、行政財産使用料減免申請書

(市庁舎使用の場合は、物品販売等許可申請書)

イ 事業概要 (任意様式)

利用希望者名・施策の名称・事業内容・スケジュールを記載すること。

ウ 住民票 (法人の場合は商業登記簿謄本)

申請日から3ヶ月以内に取得したものに限る。

エ 誓約書 (要領様式2)

オ 利用希望者等に関する基本事項 (会社概要など)

カ 市税完納証明書

(2) 事前相談及び現地調査

提出書類作成のため、事前相談及び現地調査を希望する場合は、事前に事務局へ連絡し、日程調整したうえで実施する。現地調査にあたっては、施設管理者及び利用者への迷惑を及ぼすことなく、施設運営に支障のない範囲で行うものとする。

10 暫定利用の要件

(1) 暫定利用の内容について

暫定利用の内容は、次の全てに該当するものとする。

ア 対象施設の利活用に関するものであること。

イ 確実に実施できる内容であること。

ウ 暫定利用にあたって、市の財政負担を求めるものではないこと。

(2) 暫定利用の対象外となるもの

次に掲げるものは暫定利用の対象にはならない。

- ア 政治的または宗教的活動
- イ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ウ 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- エ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- オ 公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動
- カ その他、市が本制度との関連性が低いと判断する行為

1.1 事業実施にあたって

(1) 責任及びリスク分担の考え方

トライアル・サウンディングにおける責任及びリスク分担の考え方は、暫定利用者が実施する事業については、暫定利用者が責任を持って遂行することとする。当該事業に伴い発生するリスクについては、原則として暫定利用者が負うものとする。

(2) 許可証の取扱い

行政財産使用許可書又は物品販売等許可書(以下「許可書」という。)が交付された暫定利用者は、許可書に記載された条件を遵守して公共施設を使用しなければならない。

なお、使用期間中は、許可書を携行すること。

(3) 事業終了時

原状復帰の上返却すること。

(4) 事業中止となる場合

申請した利用内容に反するなど、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、市からの警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止することがある。

1.2 ヒアリング

事務局が実施するヒアリングについて、暫定利用者は協力すること。また、暫定利用期間終了後、暫定利用者は利用実績をまとめた資料を市に提出すること。

・実績報告書(要領様式3)

事業継続判断、事業実施利点、事業採算性、課題等を記載すること。

附 則

この要領は、令和3年12月24日から施行する。